

大坂城代就任者の基礎的考察

菅 良樹*

(平成19年6月13日受付、平成19年12月14日受理)

Some Basic Consideration on OSAKA JYODAI Inaugurators

SUGA Yoshiki*

Jyodai had big authority over not only the military administration but also the civil administration in the western part of the country. The author examined a line of inaugurators, paying attention to this. Initial Jyodais tended to stay in Osaka for a long time until their dying day. However, in the middle of Edo period, Jyodai was selected from among excellent persons in the Shogunate rule mechanism, who accomplished political reforms as Roju later. The inaugurators were Fudai Daimyoes. Many inaugurators had their castle in the eastern part of the country, and some territory was given around Osaka Castle by the Shogunate. Moreover, the author wants to emphasize that he found in this Text as many as 11 inaugurators returned their castle to the Shogunate and became Osaka Jyosyu Kaku.

Key Words : Osaka Jyodai, the Shogunate rule mechanism, Fudai daimyo

はじめに

大坂における幕府支配機構の頂点にあった城代制度、および大坂の武家社会⁽¹⁾について研究していくにあたり、歴代の城代就任者を検討したい。

これまでに城代制度を扱った論考としては、八木哲浩氏、藪田貫氏による大坂城代領に関する研究⁽²⁾、内田九州男氏、藤井嘉雄氏による大坂城代の職務に関する研究⁽³⁾、城代制度の研究史を整理された野高宏之氏による研究成果がある⁽⁴⁾。

八木氏や藪田氏は、大坂城周辺の所領配置について論じられ、城代が勤務を遂行するうえで、一定の所領が宛がわれたことを指摘された。しかし、城代そのものの大坂における役割はいかなるものであったのかということを追究していくことが、その後課題となってきた。

こうしたなかで、内田氏は、城代にはやがて老中に昇進していく実力者や、能吏が配され、大坂町奉行や堺奉行を指揮し、訴状箱改めをおこない幕令の徹底化をはかっていたとされた。また、藤井氏も内田氏同様、大坂目付が春と秋に江戸へ持参する城代による訴状箱改めや、罪人の刑罰の決定について検討され、大坂町奉行の伺に基づいて城代が裁可していたこと、を指摘された。両氏の研究によって、城代の職務が大坂城を守衛することだけではなかったことが明白となった。

そして、野高氏は『大坂御城代公用人諸事留書』の解説において、享保7年（1722）の国分け以後、大坂町奉行の負担が増したが、この町奉行の職務の増加に対応する大坂の支配体制が延享年間に整備され、その過程で城代

の職務範囲が縮小したとされている。同書が作成された松平康福の城代就任中には、城代の職務は大坂城の管理、在坂吏員の人事、宿継証文の収受に限定されてくると考察されている。

以上の諸論考に加え、『大阪府史』、『大阪市史』、『兵庫県史』などの自治体史においても、城代制度成立期の状況や畿内・近国に設定された城代領に関する見解が述べられている。また最近では、橋本久氏が城代就任者の履歴を、『新訂寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』、『続徳川実紀』、『大坂編年史』といった刊行史料から抜粋され、解説が付されている⁽⁵⁾。

本稿では、概説的な説明に留まる代々の就任者について、個別具体的に分析する前の基礎研究として、城地の変遷、所領移動、昇進ルート、殿席などを、従来より具体的に考察したい。城代が幕末に至るまで、西国の治政を江戸の老中と連絡を取り合いながら統轄する大坂の最高官職として機能していたのではないかということを、内田氏の研究に学びながら、検討したい。

I. 幕藩体制確立期の城代制度

元和5年（1619）7月、大坂の陣後、当地の復興に努めた大坂城主松平忠明⁽⁶⁾が大和郡山へ転封となり、大坂の地は幕府直轄地となった。そこで、伏見城代であった内藤信正が初代の大坂城代となり、伏見城廢城が命じられ、伏見の番衆も大坂に移った。この城代の補佐官が1～2万石の小諸侯から任命された大坂定番であった。京橋口と玉造口に設置された定番の2人制が確定したのは大坂

*兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生（Doctoral program student of the Joint Graduate School in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education）

城第一期工事が終了した元和9年（1623）であったとみられる。こうして、元和5、6年以後、大坂城を守る播磨～紀伊にいたる大坂湾岸の譜代大名の配置が確定し、城代・定番制度が創始され、畿内・近国地域への將軍権力の浸透がはかられた⁽⁷⁾。

では、信正以後の城代就任者について、『新訂寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』、『続徳川実紀』、『柳営補任』などの記載をもとに作成した附表をもとに、順に述べていこう。

まず、信正是元和5年8月、畿内・西国の鎮として期待され、多くの候補者の中から城代に選任された（『実紀』2巻）ことを重視したい。信正是摂津高槻城主で4万石の所領を与えられていたが、1万石を加増され、城代に就任した。信正是、幕府が譜代大名を西国へ進出させていくというその全国統治策において重要な時期に「西国の鎮」としての役割をはたし、寛永3年（1626）4月に大坂で死去した。

かわって、武蔵岩槻城主の阿部正次が同年4月6日に、摂津の内3万石の加増を受け、所領高が都合8万6000石となり、5万石の軍役で大坂城を守衛するように命じられ、役料750人扶持が給付されていた。城代は、役高5万石で大坂城を守衛していくという基準が、幕府により定例化されていたとみられる。同年の「軍役扶持定め」によると、1万石につき150人扶持と決められていたようだ。ただ、この規定に従い、役料が給付されていたのは正次のみのようで、厚遇であったとみられる。正次の城代就任中は、居城の岩槻には長男政澄が入り、父の代理として寛永5年（1628）4月に日光社参供応を勤めた。次男重次は寛永15年（1638）11月7日には、父に先んじて老中に昇進し、若死した兄政澄にかわって岩槻城を拝領し、松平信綱（武蔵川越）・阿部忠秋（同忍）とともに家光政権のブレーンとして活躍していた⁽⁸⁾。一方、正次は、附表で示したとおり西国の重鎮として歴代の城代のなかで最長の22年間在任し、死去するまで将軍の居城である城内本丸に居住していた。寛永11年（1634）7月には、大坂城を訪れた家光の命により、大坂・堺・奈良といった直轄都市の地子免除を指示した。寛永14年（1637）11月、肥前島原における一揆の一報が九州を監察していた豊後府内目付の林勝正や牧野成純より到達すると、正次は定番稻垣重綱、町奉行久貝正俊、同曾我古祐などと協議し江戸幕閣からの指示を待つまでもなく九州諸大名に下知を発し、後にこのことが賞せられた。正次は、畿内および西国の民政や軍政の核となって行動していたことがその事績から読みとれる。正次は、特別に家光の許しを得て大坂城内で死去すると、嫡男重次は相続時に上方の所領は関東へ移された（『家譜』10巻）。

幕府は器量を備えた正次にかわる後任をみつけることが容易ではなかった。このため、正保4年（1647）12月3

日、とり急ぎ永井直清を仮の城代とした。直清は正次が定めた仕法で、正次の家臣を指揮して大坂城を守衛するよう命じられた（『実紀』3巻）。新たに赴任した城代が、前任者の家臣を用いて勤務した例は、他には見られない。正次の役高が5万石であったのに対して直清の役高は2万石であった。そこで、摂津高槻城主の兄尚政（のち信斎）に急遽暇を与え帰国させている。このように、直清に過重な負担が課されるなかで、正次在任中の元和9年（1623）8月、高木正次とともに定番に就任していた稻垣重綱が直清にかわり仮の城代に就任した。その重綱が病免となると、先述した初代城代内藤信正の子信照が仮の城代となった。この信照が、承応元年（1652）5月16日に辞職を要求すると、内藤忠興、水野忠職、松平光重が輪番で仮の城代を勤め追手口を守衛するよう命じられた。さて、この仮の城代であるが、「殿中日記」では「城番」と理解されており、この3人は追手口城番（定番）として勤務していたとみられる。つまり、「柳営日次記」において、青山宗俊が阿部正次の跡役と位置づけられているように、附表の〔3. 永井直清〕から〔12. 水野忠職〕は、仮の城代というより追手口定番として在勤していた⁽⁹⁾。家光は、父忠俊が相模の配所で死去していたことを遺憾に思い、その嫡子宗俊を取り立て、宗俊は信濃小諸城を与えられ、所領高が都合3万石となった。そして、寛文2年（1662）3月29日、家綱より大坂城代に任じられ2万石が加増された。この宗俊の城代就任において注目しておきたいことは、附表で掲げたとおり、小諸城が収公されて城地はなくなり、大坂近辺を中心に都合5万石の所領が、新たに与えられた。こうした城代を藪田氏は「大坂城代藩」と名付けたが、本稿ではこのような城代を便宜上「大坂城主格」としたい⁽¹⁰⁾。承応3年（1654）8月25日、内藤忠興が大坂に赴任した際、黒印と下知状が下賜されたが、その下知状において、仮役であったためか西国で不測の事態が発生した場合、京都所司代の板倉重宗や山城淀城主永井尚政と相談するよう、命じられていた。ところが、寛文6年（1666）5月25日付の下知状（定）には、宗俊に対して所司代や尚政と相談することを指示するといった文言はなくなっている。つまり、寛文年間には城代、定番、町奉行が畿内および西国支配における軸となり、この三者が所司代と原則西国への支配について協議しなくなった⁽¹¹⁾。こうして、幕藩制が確立された寛文・延宝期の宗俊の在任中に、城代制度も確定した。

II. 寛文・延宝期より享保改革期までの城代

宗俊は⁽¹²⁾、16年間という長期間、正式の城代としての地位にあった。附表に記したように宗俊の就任期間は歴代の城代のなかで上から3番目という長期におよんだ。寛文5年（1665）正月2日、天守に落雷があり、宗俊は家臣吉原善右衛門と大番組の中川市右衛門に指図して、天守

の二重目に保管されていた黒印や下知状を、炎上する天守から持ち出させた。このことは江戸においても評判になったという。宗俊は、延宝6年（1678）6月17日、老衰により辞職を乞い、それが認められ、遠江掛川城を拝領した（『実紀』5巻）。その後任として同年6月19日、城代に就任したのが太田資次である。^{すけつぐ} 資次は、附表にもあるように寺社奉行からはじめて城代に就任することになった。資次以来城代は、寺社奉行もしくは奏者番兼寺社奉行から昇進してくる者が最も多くなる。資次も宗俊と同様、遠江浜松城が収公となり2万石を加増され、大坂近辺を中心に都合5万2000石の所領を与えられ、「大坂城主格」となった。資次は56歳で大坂にて死去するが、年齢的にも今後所司代や老中への昇進が可能であったとみられる。宗俊までの初期城代のように死ぬまで大坂で奉公するという城代像とは異なり、これ以後城代は寺社奉行などから昇進して就任し、大坂で数年勤務した後、所司代などへ昇進していくという幕府支配機構における位置づけがなされるようになった。

資次の急死に伴い、貞享元年（1684）、仮の城代として2ヶ月間勤務したのは水野忠春である。忠春は、歴代の城代就任者のなかで唯一寺社奉行との兼任であった⁽¹³⁾。この仮役であった忠春にかわり、同年7月10日正式の城代に就任したのは土屋政直である。政直は附表に記したように、駿河田中を居城とし4万5000石の所領を拝領していたが、城代に就任すると2万石の加増を受け、大坂近辺を中心に新知が給付された。この際、「土屋政直宛領地朱印状写」⁽¹⁴⁾によると、政直も常陸土浦に城地が下賜されていなかったとみられ、「大坂城主格」として赴任していた。政直は2年足らず城代として勤務し所司代に転役し、その後老中に昇進している。「土浦土屋家系譜」二⁽¹⁵⁾では、政直は城代・所司代就任中、城地を給付されず、老中に就任すると土浦城を再び拝領している。城代だけでなく所司代在任中も城地が与えられないケースがあったということを強調しておきたい。政直は綱吉、家宣、家継、吉宗と4代の將軍に仕え、都合9万5000石の所領を与えられるまでに栄達している。政直は城代在任後、所司代・老中へと昇進していく嚆矢となつた。

政直の後、着任してくる内藤重頼と松平信興は、もともと幕臣であった。重頼は3歳で父正勝の遺領を相続したので1万5000石の所領は一旦収公となり、知行高5000石の幕臣からスタートし、書院番頭、大番頭、御側、若年寄を経て城代に昇進していた。信興は松平信綱の5男で5000石の知行地を分知されて幕臣となり、小姓組番頭、御側、若年寄、奏者番を経て城代に昇進していた。重頼は2万石を加増され大坂近辺にすべての所領を集められ、所領高は都合3万3000石となつたが、5万石の軍役を基準とする大坂城代としては禄高が少なく、そのためか初めて幕府より金8000両が貸与された。信興は1万石を

加増され所領高は都合3万2000石となり、常陸土浦城が収公され、大坂城近辺にすべての所領が転封となつた。とはいえ、信興も城代としては少禄であったためか、金5000枚が恩貸となつたとみられる。附表に記したとおり、この2人も城代・所司代中は、居城が拝領されていなかつたことに注目しておきたい。

幕臣より栄達を遂げた重頼、信興と同様、幕臣として小姓組番頭などを経験した後、宗家を相続し元禄4年（1691）正月11日、城代に就任したのが土岐頼殷である。頼殷は1万石の所領を加増され、大坂城近辺にも領地を与えられ、所領高は都合3万5000石となつたが、その城地は出羽上山^{かみのやま}であった。また、越前にも飛地があり、城代を勤めるには財政上厳しい状況であったので、幕府に善処をもとめた。これにより、翌年には上山城や越前の飛地の多くは収公となり、附表にあるようにほとんどの所領が大坂近辺に集められ、「大坂城主格」となつた。附表からわかるように、頼殷は歴代の城代就任者のなかで在任期間の長さが2番目で、21年に達した。この長期間、頼殷は所司代や老中に昇進することもなく大坂の長官として、定番や町奉行を指揮した。在任中の元禄14年（1701）11月28日、江戸に参府したおりには、所司代格となつた。宝永5年（1705）には越前の所領もすべて播磨へ移された。正徳2年（1712）5月15日には辞職し、駿河田中に城地を拝領した。頼殷が大坂を引き払う際には、長年の功績を考慮してか幕府がはじめて銀300貫を貸し与えている（『実紀』6巻、同7巻）。

頼殷の後任には内藤式信が雁間より抜擢され、附表に記したように城地の駿河田中が収公となり、すべての所領が大坂城近辺に移され「大坂城主格」となつた。赴任時、式信は城代としては、初めて金1万両の恩貸を受け6年間当職にあった。

式信にかわって赴任した安藤重行（信友）以後の城代就任者には、大きな変化が2つみられる。附表に示したとおり、その1つ目は、所司代を経由せず老中に直接昇進するケースがほとんどとなつたということ、2つ目は、城代就任者が城地を有したまま、所領の内2万石前後を大坂城近辺に移封されるだけで、大坂に赴任してくるようになったということである。

重行の後任の松平乗邑は、山城淀城主であったが、居城へ直接奉書がもたらされ、参府せずに大坂へ赴任したようだ。享保7年（1722）は、京都町奉行所の権限が縮小され大坂町奉行所の権限が拡大されていくという畿内・近国における幕府支配機構の改革がなされた。その最中、乗邑は仮の城代として1年足らず在任し、所司代を経ずに老中に昇進して、享保の改革で大きな役割を果たす。この乗邑にかわり着任した酒井忠音は、行状直実であるということで吉宗が抜擢し、城代より老中に昇進する。忠音は、在任中の享保9年（1724）3月21日に大坂で大火

事が発生した際、城中への延焼をくい止め、大坂詰の諸士や市民に蔵米を貸し与えて周囲から賞賛されていた（『家譜』2巻、『実紀』8巻）。忠音は若狭小浜を居城とする譜代の大藩の当主で、近江にも所領があった。そのためか、大坂城近辺に所領を移されなかった。忠音の跡役である堀田正虎^{ながとら}は出羽長瀬騒動を鎮圧したことなどが認められてか、城代に就任したが大坂への赴任時伊勢亀山宿で死去していた。^{のぶとき}この大坂へ赴任できなかった正虎にかわり松平信祝^{のぶとき}が享保14年（1729）2月2日、城代に就任し、翌年には職務精勤を将軍吉宗より褒められ老中に昇進している。信祝にかわり、享保15年（1730）7月11日、奏者番兼寺社奉行より城代に昇進した土岐頼稔^{よりとし}は、長期に亘り城代を経験した頼殷の息子である。頼稔も器量が優れており、享保18年（1733）の享保大飢饉への対応の良さが賞せられた。その4年後、頼稔は所司代に転役し、彼の京都在任中には行状の悪い若い公家たちが、態度を改めたという（『実紀』9巻）。頼稔は城代・所司代在任中、居城は与えられず、附表のとおり、すべての所領が大坂近辺と美作に移されていた。老中昇進後、頼稔はようやく上野沼田城を拝領している。頼稔にかわり城代に就任したのは稻葉正親で、正親は実は分家で幕臣であった正直の嗣子となっていた。相続後、小姓組番頭に昇進していたが、本家の遺領を襲い、享保19年（1734）6月6日、城代に抜擢された。ところが3ヶ月後、正親があっけなく大坂で死去すると、太田資晴^{すけはる}が若年寄より城代に昇進した。資晴の城地であった上野館林は収公となり、大坂近辺にすべての所領が移された。ところが、資晴も大坂で卒すると、子の資俊は館林に復帰し、金3000両の恩貸を受け、幕領時代に荒れ果てた武家地などを再建した。

資晴の後、元文5年（1740）4月3日に溜間から城代に就任した酒井忠恭^{ただずみ}や、延享元年（1744）5月1日に奏者番兼寺社奉行より城代に昇進した堀田正亮^{まさよし}は、ともに家重政権の老中首座に昇進しており幕政の中枢にあった。そして、最後に阿部正福^{まさよし}についてであるが、正福は延享2年（1745）11月13日に溜間より城代に抜擢され、大御所吉宗みずから大坂は枢要の地であるので心を尽くして守れと下知された（『実紀』9巻）。吉宗は天下泰平となった延享年間においても、民政および軍政の両面で城代を重視していたことを特記しておきたい。

以上、幕藩制が確立された寛文・延宝期から享保の改革期までの長期にわたり、城代就任者について概観した。その結果、太田資次、土屋政直、内藤重頼、松平信興の時代に奏者番または寺社奉行から城代に就任し、その後所司代へ昇進するという、譜代大名昇進ルートの一定型が一旦かたまりかけていた。享保の改革期になると、吉宗は溜間、雁間、帝鑑間詰で、大身の譜代門閥家の諸侯の中から、城代に抜擢し、所司代を経ずに老中に起用していくようになる。また、逆に幕臣として小姓組番頭、書院番

頭に就任し、將軍の側近くで活躍した者が栄達を遂げ、あるいは本家を相続し、城代に選任されるケースも見受けられた。吉宗は、所領高3～5万石クラスの頼稔をはじめとする優秀な譜代大名、または忠音をはじめとする所領高7～10万石クラスの有能な大身の譜代門閥層に城代の職務を遂行させた。このように、吉宗は、財政的にいくらか余裕があったとみられる、譜代の大藩からも能吏を選任し、所領移動を施さず、効率的な幕政運営をはかったとみられることを、重視したい。そして、所領の変更については、寛文・延宝期の[13. 青山宗俊]から正徳期の[20. 内藤式信]までの城代就任者は城地を収公され、すべての所領が大坂城周辺を中心に移され、「大坂城主格」とでもいえるような形で赴任してきた。だが、享保期の安藤重行（信友）以後は、「大坂城主格」といえるような者を含め石高3～5万石クラスの城代は減少した。城代就任者は、原則居城を保有しながら2万石程度の所領を畿内・近国および美作で宛がわれ着任していた。そうしたなかで、酒井忠音^{わかさ ぱま}（若狭小浜）、安藤重行（美濃加納）、阿部正福（備後福山）のように、畿内・近国の周縁に所領があり、石高6～10万石という比較的広い所領を有する城代が増加した。新任者は金1万両の恩貸は受けたが、大坂近辺に所領を移されなかった。それとは反対に、堀田正亮^{まさすけ}のように4万石もの所領を大坂近辺に移される事例もみられるようになった。

III. 享保～延享期における大坂の機構改革終了後の城代

享保7年（1722）における畿内・近国八カ国^{たまつ}の国分けによって、城代は老中と連係して勘定奉行所と大坂町奉行所との所管の調整をおこなった。延享年間には、幕府は大坂町奉行所に対して京都町奉行所と同レベルの業務を期待した。その総仕上げのために、松浦信正が大坂町奉行として着任し、酒井忠知（忠恭）、堀田正亮の協力を得て、大坂町奉行所の支配機構を完成させた⁽¹⁶⁾。このように、享保の改革の影響が大坂にもおよんだ後の延享4年（1747）12月末、酒井忠用が城代に就任した。忠用は城代を経験していた酒井忠音の4男であった。忠用在任中には、播磨姫路藩領で寛延の大一揆がおこっている。忠用は町奉行所与力を現地へ派遣し、百姓の主張や一般的の風聞を収集し、さらに姫路藩の施策や処置を探索していた。その際、大坂町奉行所組与力50～60騎が姫路藩領へ派遣されるという誇張した風聞が流れると、急速に一揆が収まった。一揆の取り調べについては、転封間近で幼君を擁する姫路松平家（結城）では無理と判断され、一揆関係者は大坂に護送され町奉行所において詮議され、城代が判決を下した⁽¹⁷⁾。つまり、城代は町奉行所与力に調査をさせたうえで、藩領内でおこった問題を個別領主では対処がむずかしいと判断すれば、みずから解決に乗り出していたことをしめしている。このことは、城代が

町奉行を指揮して畿内・近国の最高職として、民政・軍事を統括していたことを窺わせる事案である。この段階においては、少なくとも町奉行に畿内・近国の行政を任せ、城代の権限が縮小してしまったという状況はみられなかったのではないだろうか。ちなみに、大坂城守衛の要所であった姫路城主には、松平朝矩にかわり、城代・老中首座を勤め上げた酒井忠恭が入り、大一揆後の姫路藩領内における治世の安定化が期待された。

ついで、松平輝高⁽¹⁸⁾が宝暦2年（1752）4月7日、城代に就任した。輝高は、従来とは異なり4万石の兵賦で勤務するよう命じられていた。このように1万石も役が削減されたということは、大坂城の守衛よりも、城代に就任する大名家の財政負担の軽減が優先されたためとみられる。宝暦6年（1756）5月7日、輝高にかわり井上正経が城代に就任した。附表のとおり、正経は城代就任時、陸奥磐城平城を収公され、畿内・近国へすべての所領が転封され、「大坂城主格」として赴任していた。城地を拝領されないで大坂に赴任してくるということは、享保19年（1734）9月に城代に就任した太田資晴以来であった。附表によると、忠用、輝高、正経は、城代を勤めた後、それぞれ所司代や老中に昇進している。幕末期へ向けて、城代就任後、所司代を経て老中に昇進するという出世ルートがこの時期に再び確定はじめていたことがわかる。ついで、正経にかわり青山忠朝が宝暦8年（1758）、城代に就任した。忠朝は就任2年後当地で没した。元文5年（1740）3月24日に大坂で死去した太田資晴以来、久しぶりのできごとであった。所司代などへ栄転することができなかつた忠朝にかわり、宝暦10年（1760）8月15日、松平康福が城代に就任した。康福は、「はじめに」で述べたように、野高氏の分析によると、18世紀後半に城代の職務が変化したと感じていたという。井上正経と青山忠朝の二人の前城代が死去していたため、直接城代の職務を引き継げなかつたという状況下で、康福は城代の職務がどのようになっていたのかということを、独自に調査していたようだ⁽¹⁹⁾。当時、城代の職務は大坂城守衛・在坂役人の人事・宿縁寄合などに限定されるようになり、宝暦年間以後城代の職務は縮小されるようになったという⁽²⁰⁾。康福は、その後所司代を経ずに老中に昇進し、田沼意次とともに幕閣の中枢で活動している。この康福の跡役として城代に抜擢されたのは阿部正允、ついで松平乗佑であった。乗佑の父乗昌は、前節で述べたとおり仮の城代となり、その後吉宗政権で筆頭老中として享保の改革を推進した。その乗佑が、明和6年（1769）9月24日大坂で死去すると、久世広明が城代に就任した。広明は、就任にあたり任地が遠いということで城地および領地の変更を願い出していたようだ。同11月下総関宿の城地が収公となり、一旦領地はすべて河内・美作の内に移され「大坂城主格」として赴任した。ところが、城地を欠いていたといふ

とは、家臣とその家族が不便であったためか、附表に記したように、安永3年（1774）8月13日には、久世家は関宿に復封して、公儀より金5000両を拝借し、居城および武家地の再建に乗り出している（『実紀』10巻）。広明の後には、牧野貞長、土岐定経、戸田忠寛、阿部正敏、堀田正順、牧野忠精が城代に就任し、定経と正敏は大坂で死去していた。定経の父頼稔は城代経験者であった。この2人以外の城代は、所司代さらに老中に昇進している。忠寛は、所司代在任中に伏見町人の訴訟処理に怠慢であったことが問題となり出仕停止を命じられるが、正順は寛政の改革時、尊号一件での対処の良さが賞せられている（『家譜』11巻）。忠精は越後の藩領村が連年凶荒となり、文政12年（1829）正月には、領村震災復興資金5000両恩貸を受けるという厳しい財政状況のもと、老中として活躍している。ついで、寛政10年（1798）12月8日、父輝高が城代経験者であった輝和が城代に就任した。その所領では、天明3年（1783）9月、浅間山が大噴火し、これがもとで天明の大飢饉となり、上野の農民が安中や高崎で大規模な打ちこわしをおこした。そこで、輝和は藩政の総点検を実施していた⁽²¹⁾。輝和はこうした事態を乗り越え、城代に抜擢された。だが、その輝和が大坂で死去すると、京都に城地が近いため、京都警衛を勤め、譜代大名としての軍事的役割を果たしてきた青山忠裕、稻葉正謙が城代に就任した。それについて、阿部正由、松平乗保、大久保忠真といった東国に城地を有した譜代大名が大坂に赴任してきた。乗保は奏者番や寺社奉行ではなく西丸若年寄からの城代就任であり、忠真は文政の改革を主導した水野忠成とともに老中に昇進している。

以上、本節では延享年間の酒井忠用から文化年間の大久保忠真までの城代就任者について述べた。附表にも記したとおり、忠用以後城代就任者は、死去する以外は京都所司代を経て老中に就任していく昇進ルートが再び確定していくようになったということ、城地が収公されて「大坂城主格」として赴任してくる者が3名しかみられなくなつたということ、赴任時に金1万両の恩貸を受ける者が戸田忠寛以後常態化してくるということ、土岐定経が役知1万石を宛がわれて以後、所領高が5万石未満の就任者を中心にその役知を受け取っていたであろうということ、赴任に際し、大坂近辺に移封される所領高は2万石代がほとんどであったということ、牧野貞長や堀田正順のように10万石前後の知行高を有する諸家は、4万石をこえる所領替えがなされていたことを指摘しておきたい。

IV. 文化年間の役知制度確定以後の城代

大坂城代の役知1万石が制度化されたのが、文化12年（1815）6月であった⁽²²⁾。この制度化された役知を初めて受け取ったのは、大久保忠真にかわり同年4月29日、城代に就任した松平輝延であった。彼の養父輝和も城代経験

者であった。ところが、輝延は一旦受け取りはじめた役知を、3年後の文政元年（1818）12月26日に返納していた⁽²³⁾。それがなぜかということはここで明らかにはできない。そして、かなり遅れてではあるが文政2年（1819）7月12日、越後の内の所領を大坂近傍の地へ移されていた。この時期は、就任期間が1～3年の者が多いためで、輝延は6年間大坂に在任し、文政5年（1822）7月1日、病気のため辞職し、同8月11日に所領が旧地に戻されている。しかし、輝延は比較的早く体調が回復したようで、翌6年11月23日、老中に昇進している。その輝延にかわり城代に就任したのは石見浜田に城地をもつ松平康任である。役知1万石が給付されるようになったためか、康任は大坂近辺に所領が移されることなく、附表の所領移動の箇所は空欄である。この康任にかわり文政8年（1825）5月15日、天保の改革で著名な水野忠邦が城代に就任し、1年間城代職にあった。忠邦は遠江浜松城を拝領しており、遠江国の内において6万石の所領を有していたが、城代に就任すると播磨、河内、摂津国の内において1万5200石の所領を給付され、遠江の所領との出し入れがなされた。最終的に、忠邦は都合7万石の所領を得ておらず、1万石の役知を給付されていたことがわかる⁽²⁴⁾。その後、忠邦は所司代、老中へと昇進したが、天保14年（1843）閏9月13日には、不正の取り計らいがあったということで罷免となっている（『続実紀』2卷）。ただ、忠邦は將軍家慶の信頼が厚かったためか老中首座に復帰している。忠邦の後には、本庄宗発^{ほんじょうむねあきら}そして太田資始^{すけとも}（道醇）が城代に就任した。道醇は文政11年（1828）11月21日、30歳の若さで城代に抜擢され、つづいて所司代、天保7年（1836）9月4日には老中に昇進している。道醇は忠邦らとともに天保の改革に関わり、天保12年（1841）6月3日には病気により辞職している。家督も子資巧が嗣いでいたが、安政5年（1858）6月23日老中に再任され、幕府の開国政策を推進し、幕閣内において隠然たる権力を保持していたようだ⁽²⁵⁾。文久3年（1863）5月6日には、道醇は老中上座となるが、同21日病気を理由に辞職している。安政～文久期にも老中として活動した道醇の後には、松平信順^{のぶより}、土井利位^{としつら}が城代に就任した。信順・利位は、ともに畿内・近国にも所領を有しており、役知も得ていたとみられ所領移動はみられない。利位については⁽²⁶⁾、天保8年（1837）2月、大塩事件が発生した際に、玉造口定番遠藤胤緒^{たねお}（胤統）とともにこれに対処していた。信順、利位の2人も、その後老中にまで昇進している。利位にかわり堀田正睦（正篤）が天保8年（1837）5月16日、城代に就任したが、正睦は実際には大坂に赴任せ、その2ヶ月後、西の丸老中に昇進し、つづいて本丸老中に昇進する。天保14年（1843）閏9月、正睦は一旦罷免となるが、西洋の事情にも通じていたので、安政2年（1855）10月9日、老中に再任されている。その後、幕府の開国政策を推進

し、同5年（1858）正月8日からは京都へ使者を勤め、条約勅許を得ようと奔走する。だが、井伊派から一橋派とのつながりを疑われてか、同6月23日に御役御免となつた（『続実紀』4卷）。この赴任する間もなく老中に抜擢された正睦にかわり、大塩の乱後に諸問題が山積していたとみられる大坂へ、役知1万石を給付され城代として赴任したのは間部詮勝^{まなべあきかつ}であった。詮勝も所司代・老中と昇進し、一旦病免となるが、この間海防が重視されるなかで鯖江築城が特別に許可されている。詮勝は、安政5年6月23日、正睦にかわり老中に再任され、同7月13日より条約調印の諸事情を朝廷に理解を求めるため、京都への使者を勤める。翌6年12月、病気のため辞職するが、文久2年（1862）11月20日、文久改革派による井伊派への肅清がなされるようになると、詮勝は井伊直弼の指図であったとはいえ、開国政策を推進したことが咎められ隠居を命じられる（『続実紀』4卷）。この詮勝にかわり、城代に就任したのは、井上正春^{ただなが}、青山忠良である。正春は附表に記したように、大坂近辺に所領の一部が移され、忠良は畿内・近国に所領があったため、知行地の変更はみられない。両者とも役知は給付されていたと思われる。忠良につづいて、松平乗全^{のりやす}、松平忠優^{ただまさ}（忠固）、内藤信親が城代として赴任してくる。乗全は、その後老中に昇進するが、一度退役し安政5年6月22日、堀田正睦、松平忠優が免じられていたのにかわり、老中に再任される。しかし、乗全は井伊派に属し、文久2年11月23日、脇坂安宅、本庄宗秀らとともに処罰されている（『続実紀』4卷）。忠優は、実は姫路城主の酒井忠実の次男で上田城主松平忠学の嗣子となった。嘉永元年（1848）10月18日、城代から老中に昇進している。この間、弘化4年（1847）6月14日、上田地震で城下や領村が被災するが、海防掛として阿部正弘等と活動した。安政5年（1858）6月23日、正睦とともに老中職を免じられ、それにかわり城代経験者の道醇、詮勝、乗全が老中に昇進してくる。信親も城代より所司代、老中と昇進するが、文久2年5月26日、老中を御免となっている。同11月20日に、信親は井伊直憲、酒井忠氏等とともに井伊派として処罰されている（『続実紀』4卷）。ついで、安政元年（1854）9月17日、チャーチンが来航し、それに対処するため西国諸藩を動員したことで知られる土屋寅直が嘉永3年（1850）9月1日、役知1万石を加増されて城代に就任した。寅直は安政3年（1856）7月18日、幕府より木津川・安治川両川河口に台場築造を命じられ、これに取り組んだ。安政4年（1857）5月5日には、幕府老中と宿次寄合をとおして連絡を取り合い、寅直は大坂市中繁栄策について町奉行等とともに腐心した⁽²⁷⁾。さらに、安政5年（1858）に大坂開港・開港問題に關係する通商条約締結の件が、老中堀田正睦の指図で派遣された林復齋（龜）や津田半三郎正路を通じて同意を求められると、寅直はこれに対して強く反発

した⁽²⁸⁾。このように、開国路線を歩む幕閣に対して、水戸家の親類大名で尊王攘夷を国是としていた寅直は、結局幕府の方針に合わせることができず、病気を理由に辞職した。ここに寅直は、老中へ昇進する道が閉ざされたとみられる。このように城代就任者としては、ひじょうに珍しく降格となった寅直の跡役として松平信義が、安政5年（1858）11月26日、役知1万石を加増されて城代に就任した。信義は在任中、大坂、兵庫、西宮の台場整備などに取り組み、万延元年（1860）12月28日、老中に昇進して、文久3年（1863）2月12日には外国掛で活躍するようになる（『続実紀』4巻）。この信義が2年後、老中に昇進すると、その後任として本庄宗秀が万延元年12月28日、城代に就任した。宗秀はその後所司代に昇進するが、寺社奉行勤役中、飯泉喜内吟味に不都合があったということで処罰されたが（『続実紀』4巻）、元治元年（1864）8月18日には老中へ昇進し、文久改革派と譜代復古派勢力が対峙する幕閣の一員として、活動している⁽²⁹⁾。宗秀は、慶応元年閏5月より家茂の上洛御供に供奉し、慶応2年（1866）5月25日、第2次長州征伐で出征を命じられるまで、「御人扱御用」ということで、度々家茂に呼び出されるなど幕政の中枢にあった。同年7月10日、戦況が幕府にとって好転する中、広島まで出征していた宗秀は、毛利興丸家来宍戸備後や梶取素彦をみずから判断で長州へ帰国させ、長征の早期解決をめざした。しかし、その独断的な判断が幕府より咎められ、御役御免となり、城代牧野貞明預けとなつた（『続実紀』4巻）。この宗秀にかわり、文久2年（1862）6月30日、松平信古が城代に就任し⁽³⁰⁾、文久3年（1863）4月21日、家茂が着坂時、京橋口で出迎えていた。京都政局を掌握するため卒兵上京を断行しようとした文久改革派の老中小笠原長行がそれに失敗して御役御免になり、城代預けとなると、信古は同年6月10日、長行を大坂で拘束した。そして、最後の城代に就任するのが、幕臣布施重正の次男であったが、笠間藩牧野家を相続していた貞明である。貞明は元治元年（1864）11月1日に任命されていたようだ、慶応元年（1865）閏5月25日、家茂が伏見より着坂し、家茂と江戸幕閣の面々と大坂城で行動をともにしていた。翌2年（1866）6月、第2次長州戦争開戦を前に將軍の畿内長期滞在が考慮されるようになり、大坂城に御広敷建設計画がなされるようになった⁽³¹⁾。貞明は、同年7月20日には大坂城で家茂の死去に直面し、同25日には、上で述べたとおり老中を罷免された城代経験者の本庄宗秀を預かった。同年12月5日、慶喜はついに將軍宣下を受け入れて征夷大将軍となつた。慶喜は翌3年（1867）10月14日、大政を奉還するが、大坂を拠点とする徳川長期政権を新たに構築しようとしていた⁽³²⁾。そして、鳥羽・伏見の戦い後、慶喜が慶応4年（1868）正月6日に江戸へ敗走すると、翌7日城代の貞明も大坂城を脱出した。

以上、文化年間の役知制採用以後の城代について整理してきた。その結果、この役知1万石が辞退される場合もあったようだが、この制度の施行により、城代就任者の所領のいくらかを移動するということが必要でなくなってきたことがみてとれた。また、城地を拝領されないで、「大坂城主格」となって赴任してくる者が皆無になっていた。当期も城代就任者のほとんどが、所司代を経て、あるいは直接老中に昇進し、幕閣の中枢で実力者として活躍していたことが明白となつた。とくに、土屋寅直以外は、「井伊派」または「譜代復古派」などに属し、老中に昇進し、開国政策を推進する者が多かったことを指摘しておきたい。

おわりに

本稿では、歴代の城代就任者について検討した。その結果、上野沼田の土岐家、上野高崎の松平家、丹波篠山の青山家、下総佐倉の堀田家、三河吉田の松平家などが、複数回城代就任者を輩出しており、「城代の家筋」⁽³³⁾が明らかに見受けられた。附表からも判明するが、城代は就任時、内藤重頼の頃までは、2万石程度の所領高の加増があることが慣例となっていた。ところが、松平信興ついで土岐頼殷の就任時には、加増高は1万石に留まり、内藤式信、安藤重行の就任時には所領の加増はみられなくなり、重行についてはとくに所領移動もなく、加納城主と大坂城代との兼帶であった⁽³⁴⁾。つまり、17世紀における城代就任者は、西国の重鎮として勤務するうえで、加増や大坂城近辺への所領移動、あるいはこれまでの居城を幕府に返上し、「大坂城主格」として赴任すべきものであったことに注目しておきたい。ちなみに、「大坂城主格」として赴任した城代は、附表によると、合計12名におよんだ。それが、18世紀となり、大坂の軍事拠点としての地位が低下すると、城代就任者は、居城を有したまま、大坂に着任するようになった。とはいえる、城代は東国に城地をもつ者が多く、家族や家臣団は、城地、江戸、大坂に分住を強いられていた。そこで、その経済的負担に配慮して、幕府は大坂近辺への所領移動や役知給付をおこなつた。たとえば、戸田忠寛は城代就任中、荒廃地が含まれる下野国内の所領2万5000石を、河内、播磨国内へ移され、ついで所司代に昇進すると、より京都での職務遂行に有利なように、河内、播磨国内の所領を河内、摂津国内へ移されている⁽³⁵⁾。城代から所司代へと転役していく者が増加するなかで、附表で示したように、多くの就任者が、2～2万5000石の所領を畿内・近国に移されていた。役知については、松平輝延が就任した2ヶ月後、文化12年（1815）6月以来、等しく歴代の城代就任者に1万石の所領が畿内・近国の中で加増されたようだが、最終的にこのことは、史料上ですべて確認できなかった。さらに、城代就任者は老中へと昇進していくと、原則その上方所領は城地および関東

周辺に戻された。

城代は、附表において明らかなように、当初死去するまで長期に亘り勤め上げることを求められていた。しかし、しだいに幕藩制が安定してくると、所司代・老中へと栄転していく能吏が配置されるよう変化していた。すなわち、松平乗邑・水野忠邦・堀田正睦をはじめ次期幕政を担うべき30代から40代の帝鑑間または雁間詰を中心に若手のホープといえる譜代諸侯が2～3年という短期間、城代として大坂で勤務するようになったことを重視したい。そうなると、永年勤続を求められた城代の補佐官である大坂定番の役割が重要となっていたであろう⁽³⁶⁾。城代は、定番と較べ在任期間が短期間であったとはいえ、家族を伴っていた。通常は、正室や幼い子供たちを同伴することになっていた⁽³⁷⁾。しかし、正室が病弱であったためか、嫡男や幼少の子供、側室を連れて勤務する場合も見受けられた⁽³⁸⁾。城代の家族は、定番同様二ノ丸上屋敷で⁽³⁹⁾、本人と同居していた。

そして、本稿で最終的に注目しておきたいことは、やはり城代は、所司代共々、軍事だけでなく⁽⁴⁰⁾、大坂や西国の治安対策を含め民政に関係したということである。城代は大坂城守衛・西国鎮題、所司代は朝廷統制のみをその職務としたのではなく、京都や大坂そして畿内・近国および西国の民政に関与、または統轄しなくてはならなかつた。初期や末期を除き、平和で安定していた幕藩制社会において、諸外国の国内侵略や西国大名が連携して謀反を企てるといった国内紛争が発生し、城代や所司代を巻き込む軍事出動が想定される可能性がきわめて低くなっていたからである。京都所司代および大坂城代は、老中に準ずる者として、とくに「公事方御定書」が下付されていた。所司代は京都町奉行、城代は大坂町奉行に、これを閲覧させることができた。しかし実際には、その写しが出回るなどして、町奉行やその配下の与力などはその内容を熟知していた⁽⁴¹⁾。享保17年（1732）、西国の蝗害に端を発した享保の大飢饉時、江戸の老中の指示を受けながら対処していたのは、土岐頼穂であった。頼穂は町奉行所与力を讃岐・伊予・備中・備後・安芸などへ派遣し被害状況を調査させ、西国への廻米を江戸の老中に要請していた⁽⁴²⁾。幕末期において、水戸徳川家の親類大名ということもあり、個性的な尊王論者であった土屋寅直は、嘉永7年（1854）のプチャーチンの大坂来航や安治川・木津川河口の台場建設に取り組んだだけではなく、兵庫・大阪開港問題や大坂の戸口復興および経済的地位の向上に配慮していた⁽⁴³⁾、ことを強調しておきたい。そして、城代が江戸の老中と連絡を取り合う上で重要であったのは宿次奉書⁽⁴⁴⁾である。この宿次寄合などにおいて作成された奉書を重要視して大坂の幕政について、今後別稿で考察を加えていければと思う。昨今、大坂の宿次については、江戸の老中や勘定奉行・町奉行などと大坂城代、同

定番、同町奉行との間で、寄合等において承認あるいは作成され、取り交わされていた宿次文書の様式を中心に分析がなされている⁽⁴⁵⁾。

大坂城守衛において、譜代藩である姫路藩、尼崎藩、岸和田藩、高槻藩など⁽⁴⁶⁾と連携していた城代就任者をとおして、幕藩制における譜代大名の動向についても具体的に検討した。城代に就任した諸侯は、東国に城地を有し⁽⁴⁷⁾、雁間詰の者が圧倒的に多かった⁽⁴⁸⁾。譜代大名の8割がなんらかの役職を得るなかで⁽⁴⁹⁾、まさに上方の譜代大名が役職に就くことは敬遠されていた⁽⁵⁰⁾。そのことは、本稿で城代においても確認できる。その就任前後に、彼らは肥前唐津に城地を拝領していれば長崎警衛、山城淀、丹波亀山、同篠山に城地を拝領していれば京都七口警衛、備後福山に城地を拝領していれば石見銀山警衛、下野宇都宮、下総古河、同関宿に城地を拝領していれば將軍の日光参詣の御宿城を任せられていた。石見浜田城主であった松平康福は津和野城主龜井矩定と交代での在封を命じられ、各々が封ぜられた地域で幕藩制における軍事的役割を負っていたのである。城代、所司代、老中へと昇進した譜代諸侯は、めまぐるしい城地の移転があり、家臣も含めて大移動を繰り返した。城代就任中は、家老、公用人、右筆在中の家臣たちも城代に就任した当主を補佐し、幕府行政に関与していたことを重視したい。帝鑑間詰および雁間詰の譜代諸侯は、幕府の指令によって家臣ぐるみで、頻繁に転封が要求され、番方、役方双方の役割を担っていた。諸家が重職に就任した際、経済的な支えとなったのは、京都、大坂の三井などの巨商であった。譜代大名は、畿内・近国に飛び地を有することにより、上方町人から融通を受けることが容易になった⁽⁵¹⁾。

以上、附表のとおり、「大坂城主格」というべき城代が、享保改革期頃まで見受けられたことに注目して歴代の城代就任者について論じてきた。その享保の国分け以後、野高氏は大坂町奉行所の権限が拡大するもとで、城代の職掌が縮小したとされた。だが、天保期の城代土井利位の勤務状況をとおして内田氏が分析されたとおり、城代にはやがて老中に昇進することが想定されていた能吏・実力者が西国の治政の最高責任者として將軍などから抜擢され配置されていたということが、歴代の城代について認識できた。城代は大坂において、「城主である徳川將軍の本来の意味での代官」として、幕藩制期の全時代を通じて民政および軍政を統轄していたこと、つまり、幕藩制初期・前期および末期以外は、少なくとも、単なる軍役を課された武官ということだけでなく文官として機能していたことに注目する必要があるであろう。今後は、常陸國土浦土屋家文書や大久保家文書⁽⁵²⁾などをを利用して、城代の勤務状況や大坂の武家社会などについて、より個別具体的に検討していきたい。

—註—

- (1) 藪田貫「「「武士の町」大坂」という問い」(『歴史評論』676, 2006年)。蔚田氏は、「非領国」論を再検討していくこと、上町台地などに拝領屋敷を有して居住していた町奉行以外の幕府官僚や、大坂周辺諸藩の武士に目を向けていくことを重視されている。
- (2) 八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」(『日本歴史』231, 1967年)。蔚田貫「近世畿内所領構成の特質－「畿内非領国」論の意義と課題にふれて－」(『ヒストリア』73, 1976年初出), のちに同『近世大坂地域の史的研究』(清文堂, 2005年) 所収。『尼崎市史』第2巻(1968年) 132頁。
- (3) 内田九州男「大塩事件と大坂城代」(『大塩研究』13, 1982年)。内田氏は、天保期の城代土井利位を素材に幕府支配機構における城代制度および城代の職務について論証されている。
藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』(清文堂, 1990年)。
- (4) 『大坂御城代公用人諸事留書』上(大阪市史編纂所, 大阪市史史料第38輯, 1994年), 『大坂御城代公用人諸事留書』下(大阪市史編纂所, 大阪市史史料第39輯, 1994年)。解説において、野高宏之氏は城代制度の研究史と当制度の変遷について詳述している。
- (5) 橋本久「大坂城代の履歴 上」(大阪経済法科大学法学会『法学論集』59, 2004年), 同「大坂城代の履歴 中」(大阪経済法科大学法学会『法学論集』60, 2004年), 同「大坂城代の履歴 下」(大阪経済法科大学法学会『法学論集』61, 2004年)。
- (6) 蔴田貫「近世畿内所領構成の特質－「畿内非領国」論の意義と課題にふれて－」(前出)。蔚田氏は、松平忠明を城代とすべきではないとされている。その理由として、元和5年までは、伏見城代が存在し、その廢城とともに、大坂城代が設置されたこと、同年9月に町奉行が置かれ、城代・定番・町奉行といった機構が整った「公儀御城」が完成したこと、などを挙げられている。
- (7) 『兵庫県史』第4巻, 近世II(1979年) 65~67頁の説にしたがった。また、「大猷院伝御実紀」第1巻(新訂増補国史大系『徳川実紀』第二篇) 299頁によると、元和9年7月27日、伏見城に勅使が下向し家光の將軍宣下があり、伏見城が依然として將軍家の京都における居城として機能していたことがわかる。
- (8) 『新編埼玉県史』通史編3, 近世I(1988年) 336~339頁。阿部家では加増に伴い江戸や大坂で76名の家臣を新たに召し抱えており、平素から家臣の約70パーセントは江戸居住であった。城地と所領は経済基盤にすぎなかった。
- (9) 『大阪府史』第5巻, 近世I(1985年) 301~303頁。

- (10) 横田冬彦「非領国における譜代大名」(尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』29-2, 2000年)。横田氏は、畿内・近国地域において、幕府と諸藩領主が全体として「統合された領主権力としての公儀権力」を、どのように形成していたのか、ということを解明していくことを重視している。また、同氏は、蔚田貫氏が「大坂城代藩」、本稿では「大坂城代格」とした、居城を有しない城代の実態解明は、今後の課題であるとされている。
- (11) 朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」(同『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房, 1967年)。
- (12) 『大坂城代記録(一)』(大阪城天守閣, 2006年)。解説において、宮本裕次氏は、宗俊が青山幸利(摂津尼崎)と親密にし、榎原忠次(播磨姫路)の継嗣政房や永井尚政(前・山城淀)と交際をもっていたとされた。また、唯一大坂定番から老中へ昇進した板倉重矩の勤役について、特記されている。
- (13) 『大坂御城代公用人諸事留』下(前出) 117頁。
- (14) 国文学研究資料館史料館所蔵常陸國土浦土屋家文書(『茨城県史料』近世政治編III, 1995年, 279頁所収)。
- (15) 国文学研究資料館史料館所蔵常陸國土浦土屋家文書(『茨城県史料』近世政治編III, 1995年, 25頁所収)。
- (16) 『大坂御城代公用人諸事留』下(前出) 126頁。
- (17) 『姫路市史』第3巻, 本編, 近世I(1991年) 576~578頁。
- (18) 『新訂寛政重修諸家譜』第5巻(続群書類從完成会) 4~6頁。先々代の輝貞は、城代や所司代に就任していないが、將軍吉宗より城代、所司代と同様に拝謁することが許可されていた。
- (19) 『大坂御城代公用人諸事留』上(前出) 120頁。
『大坂御城代公用人諸事留』下(前出) 111頁。
- (20) 『大坂御城代公用人諸事留』下(前出) 127頁。
- (21) 『新編高崎市史』通史編3, 近世(2004年) 72~82頁。
- (22) 『大阪府史』第5巻, 近世I(1985年) 307頁。『柳營補任』5(大日本近世史料, 東京大学出版会)。文化12年(1815)6月28日以来、城代は役知1万石が給付されたとある。
- (23) 『新編高崎市史』資料編5, 近世I(2002年) 31~32頁。
- (24) 『姫路市史』第3巻, 本編近世I(1991年) 184頁。
- (25) 久住真也「長州再征と將軍畿内滞在問題」(『日本史研究』478, 2002年)。
- (26) 蔴田貫「内山彦次郎—大坂町奉行所与力の生涯—」(佐々木克編『それぞれの明治維新』吉川弘文館, 1999年初出)。のちに、同『近世大坂地域の史的研究』(清文堂, 2005年) 所収。蔚田氏は、土井利位が両町奉行立会のもとで、与力の内山に命じて、西国・中国

筋で、米を持囲している者を探索させている。

『鷹見泉石日記』第1巻（古河歴史博物館編、吉川弘文館、2001年）。解題によると、山口美男氏は、泉石が利位の城代就任中に大坂において家老として活躍し、大塩の乱時、随一の手柄をあげ、そのことが賞されていたとされている。また、同第2巻、256～327頁によると、泉石は城代在任中の藩を経済的に支えた上方所領を丹念に巡見していた。

- (27) 『新修大阪市史』第4巻（1990年）919～926頁。
- (28) 拙稿「安政・文久期の大坂定番について－播磨国山崎藩本多家の事例を中心に－」（姫路市立城郭研究室『城郭研究室年報』12、2003年初出）。小稿は、のちに大幅に補訂し、「幕末期における大坂定番制度について－播磨国山崎藩本多家の事例を中心に－」（兵庫教育大学大学院学校教育研究科提出の修士論文、2006年）所収。
- (29) 久住真也「慶応元年將軍進発体勢の創出－長州再征に関する一考察－」（『史学雑誌』109-6、2000年）。
- (30) 「昭徳院殿御実紀」（新訂増補国史大系『続徳川実紀』第4巻、350頁所収）。文久2年7月22日条によると、城代・所司代は赴任時、城下や宿駅で、領主や地頭・代官の馳走を受けたが、信古が上坂する際には、この慣習がとりやめになっていた。これは、従来の慣習が簡素化された文久の幕政改革の影響とみられる。
- (31) 久住真也「長州再征と將軍畿内滞在問題」（前出）。
- (32) 宮地正人「歴史学をどう学ぶか－幕末維新史研究を手がかりに－」（大阪歴史科学協議会『歴史科学』165、2001年）。
- (33) 『大坂御城代公用人諸事留』下（前出）117頁。
- (34) 『日本財政経済史料』巻4（大蔵省編纂、1922年初版）252頁。
- (35) 『栃木県史』通史編5、近世2（1984年）674頁
- (36) 宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」（大阪城天守閣『大阪城天守閣紀要』30、2002年）。
- 拙稿「安政・文久期の大坂定番について」（前出）。
- (37) 「万延二 辛酉年 文久より改元 大坂御定番中覚帳 正月より年中 表御用部屋」（山崎藩本多家文書）、「文久二 壬戌年 大坂御定番中覚帳正月より年中 表御用部屋」（同）。
- 城代の松平信義、本庄宗秀、松平信古が、妻子と二ノ丸上屋敷で同居していた。
- (38) 田中朋子編『大坂城代用人日記』（大阪市史編纂所、大阪市史史料第68輯、2006年）193～194頁。
- (39) 拙稿「安政・文久期の大坂定番について」（前出）。定番とその家族が、勤役中に二ノ丸上屋敷で生活していたとした。
- (40) 岩城卓二「畿内・近国支配構造研究の課題－非領

国論・幕府領国論・支配国論が提起したもの－」（大阪歴史科学協議会『歴史科学』173、2003年初出），のちに同『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、2006年）所収。岩城氏は、大坂を西国有事の際の最大の軍事拠点として位置づけることが重要であると述べられている。

- (41) 石井良助編『徳川禁令考』別巻（創文社、1961年）。解題8頁。
- (42) 『大阪編年史』第8巻（1970年）238～240、331、439～440頁等。
- (43) 『大阪編年史』第23巻（1977年）42、167～168頁。
- (44) 宮本裕次「兵庫県篠山市所蔵大坂城代青山氏関係資料調査概報」（大阪城天守閣『大阪城天守閣紀要』33、2005年）。宮本氏は、青山宗俊が城代就任中には、城代、定番、町奉行による寄合あるいは宿次寄合が、必ずしも城代屋敷で開催されるものではなかったとされている。
- (45) 『幕府宿継文書・川方地方御用覚書』（大阪市史編纂所、大阪市史史料第66輯、2005年）138～140頁。
- (46) 永嶺信孝「天保期における尼崎藩大坂留守居」（尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』28-3、1999年）。永嶺氏は、尼崎藩および岸和田藩大坂留守居は、諸藩の在坂留守居に幕命を伝える上で肝煎的立場にあったとされている。
- 岩城卓二「幕府畿内近国支配における譜代大名の役割」（大阪教育大学歴史学教室『歴史研究』35、1998年初出）、同「幕末期における摂津尼崎藩の軍事的役割」（尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』32-1、2002年初出）。のちに同『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、2006年）所収。岩城氏は、大坂城守衛において、城代と連携していた尼崎藩と岸和田藩の軍事的役割について明白にされている。
- (47) 附表の〔13. 青山宗俊〕から〔70. 牧野貞長〕までの城代就任者58名の内、「大坂城主格」であった者が11名で、最も多い。それに続く城代の城地と人数は、高崎・淀・篠山・忍・山形の者が3名、岡崎・小浜・浜松・西尾・笠間・佐倉・宮津・吉田の者が2名、加納・前橋・福山・沼田・宇都宮・長岡・岩村・小田原・浜田・掛川・古河・鯖江・館林・上田・村上・土浦・亀山が1名ずつであった。久世広明は、閑宿ではなく大坂でカウントした。「大坂城主格」を除いた47名の内、東国を城地とする者は33名、西国を城地とする者は14名であった。なお、現在の中部・東海地方以東を東国と考えた。もちろん、城代が連携していたとみられる譜代大名である姫路・尼崎・高槻・岸和田城主などから就任する者は皆無であった。
- (48) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」（徳川林政史研究

所『研究紀要』昭和55年度、1981年)。松尾氏は、雁間(詰衆)より、老中、京都所司代、大坂城代、若年寄などの重職者が最も多く任命されたと述べられた。譜代大名が、城代や所司代に昇進すると、溜間次という殿席が与えられた。[14. 太田資次]から[70. 牧野貞明]までの計57名のうち、溜間からは3名、雁間からは38名、帝鑑間からは16名、が就任していた。

(49) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』(青木書店、1999年)

137~138頁。

(50) 横田冬彦「「非領国」における譜代大名」(前出)。

(51) 賀川隆行『近世大名金融史の研究』(吉川弘文館、1996年) 2~3、160~161、243~249頁。

(52) 人間文化研究機構国文学研究資料館史料館所蔵文書。

[補註]

『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)、『徳川実紀』(新訂増補国史大系)、『続徳川実紀』(同)より引用した場合、本文中において(『家譜』)、(『実紀』)、(『続実紀』)と略記し、巻号も併記した。

